

忠生地区協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「忠生地区協議会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、町田市忠生市民センター内に置く。

(目的)

第3条 忠生地区で活動するさまざまな団体が、地域の課題解決のために相互に協力し、お互いの自立性、自主性を尊重して、対等な立場で活動し、誰もがいつまでも住み続けたいと思える地域づくりを目指すことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) すべての世代が安全で安心して暮らしていけるまちづくりに関すること。
- (2) 情報交換を推進し、地区内のさまざまなネットワークづくりに関すること。
- (3) 地区内の住民相互の交流・親睦を深めるための活動に関すること。
- (4) 地区内の住民が快適に暮らせる環境づくりに関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、会の趣旨に賛同する忠生地区町内会・自治会連合会の区域内で活動する各種団体（以下「各種団体」）とし、役員会の承認を得るものとする。

- 2 本会は必要に応じオブザーバー会員を置くことができる。オブザーバー会員は本協議会の活動に参加するが、総会における議決権や役員資格を有しない。

第2章 組 織

(会の運営)

第6条 本会は、総会、役員会、連絡会及び部会により運営する。

(総会)

第7条 総会は、本会に登録する各種団体を代表する者及び各団体の会員で代表者の推薦を受け役員会で承認された者（以下「構成員」）をもって構成する。

- 2 総会の議決権は、各種団体1とする。
- 3 総会の議長及び書記は、出席者の中から選任する。
- 4 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 活動報告及び決算に関すること。
 - (2) 活動計画及び予算に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) 規約の改定及び廃止に関すること。
 - (5) その他、会の運営に係る重要事項に関すること。

(役員会)

第8条 役員会は、代表、副代表、事務局長、会計、会計監査をもって構成する。代表が必要と認めたときは相談役を出席させることができる。

2 役員会は、次の事項を審議・議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 役員会の議長は、代表がこれにあたる。

(部会)

第9条 本協議会で各種活動を行い或いは地域課題の解決に取り組む場合、参加会員による部会を設置できる。但しあらかじめ役員会の承認を必要とする。部会には互選で部会長、副部会長をおく。

(連絡会)

第10条 会員相互の情報交換を行うため、連絡会を開催する。連絡会は必要の都度代表が招集する。

(事務局)

第11条 事務局に職員を置くことができる。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

(役員を選任)

第13条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 代表は忠生地区町内会・自治会連合会の会長がその任に当たる。
- (2) 副代表は次の者がその任に当たる。
 - ①当該地区内の青少年健全育成地区委員会の中から選出された者
 - ②当該地区内の民生委員児童委員協議会の中から選出された者
 - ③忠生地区町内会・自治会連合会の中から選出された者
- (3) 事務局長は役員会で選出された者がその任に当たる。
- (4) 会計は役員会で選出された者1名がその任に当たる。
- (5) 本会の会計を監査するため、会計監査2名を置く。
なお、会計監査は他の役員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第 14 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時はその仕事を代行する。
- (3) 事務局長は本会の仕事を統括する。
- (4) 会計は会の会計及び出納仕事を処理し、帳票及び必要な事項を管理する。
- (5) 会計監査は本会の会計業務を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第 15 条 役員の仕事は出身団体の仕事とする。

役員仕事途中で出身団体仕事切れの場合は後任者と交代する。

ただし、この場合次の総会で事後承認を必要とする。

(相談役)

第 16 条 会務を円滑に行うため、必要に応じ相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、代表・副代表経験者の中から役員会が選任し、総会の承認を得る。
- 3 相談役の仕事は 2 年とする。

第 4 章 会 議

(会議の招集)

第 17 条 総会は、毎年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。但し、会の代表が必要と認めたとき、または構成員の過半数の請求があった場合は、会の代表は速やかに会議を招集しなければならない。

- 2 役員会は、会の代表が必要と認めるときに開催する。
- 3 連絡会は、代表が必要に応じて開催する。
- 4 部会は、必要に応じて開催する。

(定足数等)

第 18 条 総会は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、規約の改廃については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって決める。

2 総会に出席できない構成員は、その権限の行使を議長に委任することができる。なお、前項の総会成立の定足数においては、委任状をもって出席したものと見なす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成する。

第5章 会 計

(経費)

第20条 本会の経費は、市からの補助金、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は1団体につき1年間2000円とする。変更する場合は総会で決定する。但し、納付が困難な団体については役員会の決定により免除することができる。

3 年度途中に入会した団体も会費は前項に定める額とする。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(退会)

会員は事前に役員会に申し出て、退会できる。但し納付済の会費は返還しない。

(その他運営事項)

第23条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項等に関しては、役員会で定める。

附則

この規約は、平成27年5月22日から施行する。